

SEIBU PRINCE CLUBカード セルクル特約

第1条(カード名称)

株式会社クレディセブン(以下「当社」という)が株式会社西武ホールディングス(以下「西武ホールディングス」という)、西武鉄道株式会社(以下「西武鉄道」という)及び株式会社プリンスホテル(以下「プリンスホテル」といい、西武ホールディングス、西武鉄道とあわせて「提携企業」という)と提携して、プリンスポイントカード機能部分は西武鉄道とプリンスホテル、クレジットカード機能部分は当社が提供するもので、SEIBU PRINCE CLUBカードセルクル(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

(1)お客様が、本特約及びセゾンカード規約並びに西武プリンスクラブ会員規約を承認し、提携企業及び当社(以下「4者」という)に本カードのご利用のお申込をされ、4者が本カードのご利用を承諾した方(以下「本会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、4者が承諾した日に成立するものとします。

(2)本会員がご利用代金などのお支払いを引き受けることを承認されたご家族で、当社にカード利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「家族会員」といい、本会員と併せて「会員」という)に家族カードを発行いたします。

(3)会員はセゾンサークル会員といたします。

第3条(プリンスポイントカード機能)

プリンスポイントカード機能部分については、本特約及び西武プリンスクラブ会員規約が適用されます。

第4条(キャッシングサービス)

セゾンカード規約第3章のキャッシングサービスは、本会員のみ利用できるものといたします。

第5条(会員資格の喪失)

セゾンカード規約第23条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

(1)⑩本会員が西武プリンスクラブの会員資格を喪失したとき。

(7)本会員が提携先を退職又は脱退された場合は、会員資格を取り消され、

(3)に従うものとします。

第6条(カード規約)

クレジットカード機能部分については、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第7条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。